

# 社会保険しまね



## しまね 百花繚乱 (vol.5)

### ユキワリイチゲ (雪割一華) 一大田市 国立公園三瓶山

雪(ユキ)を割って、一華(イチゲ=一輪の花)を咲かせることからその名がつけられた「ユキワリイチゲ」。島根県の中央部に位置する国立公園「三瓶山」では、毎年2月下旬の雪解けの頃になると、このユキワリイチゲが春の訪れを告げるように咲きはじめます。

早春に花を咲かせて夏から秋には枯れ、来年の春に向けて一年の大半を地中で過ごす、いわゆる春植物「スプリング・エフェメラル(spring ephemeral)」の一つ。根際から生える小葉は三角状の卵形、径3cmほどの花は8~12枚の花びらがついています。

三瓶周辺の山野や山麓などに自生地があり、淡い紫色を帯びた白くかわいらしい花が山の斜面を彩ります。太陽の光で咲くため、雨の日や夜は花が閉じており、晴れた日でなければ開いた花を見ることはで



きません。「幸せになる」というすてきな花言葉もあり、咲いている花に出会えたらとてもラッキーな花です。島根県では絶滅危惧Ⅱ類に指定されているため、貴重な植物として、みんなで大切に守っていききたいですね。

## 健康保険・厚生年金保険の手続きについて(被扶養者異動届)

新たに全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という)の被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、**被保険者は事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出**します。

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所(住民票)を有しており\*、被保険者により主として生計を維持されていることおよび次の(1)(2)いずれにも該当した場合です。

\*日本国内に住所を有する場合であっても日本国籍を有しておらず、「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞在する方は被扶養者には該当しません。また、日本国内に住所を有しない海外在住の方でも特例的に被扶養者として認定される場合があります。

### 1 収入要件

**年間収入<sup>(※1)</sup>130万円未満**(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)かつ

**同居の場合** 収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満<sup>(※2)</sup>

**別居の場合** 収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

※1 年間収入とは、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。(給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下であれば要件を満たします。)また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。

雇用保険の待機期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。ただし、基本手当(3,612円以上)の支給が始まった場合は、扶養削除の届出が必要となります。

※2 収入が扶養者(被保険者)の収入の半分以上の場合であっても、扶養者(被保険者)の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者(被保険者)がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認めるときは被扶養者となる場合があります。

### 2 同一世帯の条件

**ア 被保険者と同居している必要がない者**

…配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属

**イ 被保険者と同居していることが必要な者**

…上記ア以外の3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者など)

内縁関係の配偶者の父母および子(当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む)



### 3 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者の認定

**ア** 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者認定については、被扶養者の人数にかかわらず、**年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います**。なお、申請を行う被保険者の年間収入は、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。一方、届出に記載いただく「配偶者の収入(年収)」欄には、次のとおり配偶者が加入する制度によって年間収入の見込み額を算出してください。

#### 配偶者が被用者保険の被保険者の場合

被保険者と同様、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を記載してください。

#### 配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

直近の年間所得で見込んだ額を年間収入として記載してください。

**イ** 育児休業等の期間で、主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動に係る手続きは不要です。

被扶養者が次の理由に該当した場合に削除の届出を行います。

- 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 被扶養者の年間収入が130万円以上(60歳以上または障害者の場合は年間収入180万円以上)見込まれるとき
- 同居の場合、被扶養者の収入が被保険者の収入の半分以上になったとき、または別居の場合、被扶養者の収入が被保険者の仕送り額を超えたとき
- 健康保険、船員保険の被保険者または共済組合、国保組合等の組合員になったとき
- 婚姻等により他の被保険者に扶養されるようになったとき、または離婚したとき
- 離縁、死亡または同居が要件の者が別居したとき
- 日本国内に住所を有しなくなったとき(海外特例要件に非該当となったとき)

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540  
 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045  
 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

各種手続きの詳細は、  
日本年金機構  
ホームページをご覧ください

日本年金機構 検索



## ご退職の際は保険証を必ずご返却ください

ご退職により、健康保険の加入資格を喪失した場合は、**退職日の翌日(資格喪失日)以降、在職時の保険証は使用できません**。事業所の方は保険証を従業員の方から回収いただき、届出書に添付の上、日本年金機構へご返却ください。



協会けんぽ島根支部キャラクター  
しまめちゃん



### 従業員の方

- ご退職時には、必ず**速やかに保険証を事業主の方へご返却**ください。
- 退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7割から8割相当額)を返還していただく場合がございます。

#### (例) 従業員の方が3月31日で退職した場合

退職日の翌日(資格喪失日)以降、在職時の保険証は使用できません。

在職中

退職日 3月31日

4月1日以降  
在職時の保険証は使えません

ご家族(被扶養者)の方の保険証につきましても、併せてご返却をお願いします。



### 事業所の方

- 従業員の方がご退職されたときは、**速やかに保険証を回収**してください。
- 回収した保険証を「被保険者資格喪失届」に添付の上、**日本年金機構へ届け出**をお願いします。

### よくある質問

Q. 「被保険者資格喪失届」を電子申請した場合は？

A. 速やかに保険証を日本年金機構へご郵送ください。なお、電子申請の到達番号のわかる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送をお願いします。

Q. 保険証を紛失して返却できない場合は？

A. 「被保険者資格喪失届」に「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。(後日保険証が見つかった場合は、協会けんぽに直接ご返却ください)。



「健康保険被保険者証  
回収不能届」  
についてはこちら

## マイナ保険証を一度使ってみませんか？

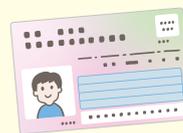


使ってみよう!  
マイナ保険証

協会けんぽでは、マイナンバーカードの保険証(マイナ保険証)利用促進を図っています。

### マイナンバーカードで受診するメリット

- データに基づく適切な医療が受けられます!
- 初診時等の窓口負担が少なくなります!
- 確定申告における医療費控除手続きが容易になります!
- 就職、転職後の保険証の切替・更新が不要になります!



詳しくはこちら  
「マイナンバーカード  
総合サイト」

令和6年12月2日に  
今の保険証は廃止されます

### 保険証のご返却に関するお問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部レセプトグループ TEL.0852-59-5197 営業時間 8:30~17:15(土日祝除く)

### マイナ保険証に関するお問い合わせ先

■マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL.0120-95-0178 受付時間 平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

### このページに関するお問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部企画総務グループ TEL.0852-59-5140 営業時間 8:30~17:15(土日祝除く)



協会けんぽ島根支部  
ホームページ

協会けんぽ島根 検索

**お願い** 令和6年度  
社会保険協会費納入のお願い

令和5年度の各種事業につきましては、会員の皆様のご協力により、無事、実施することができました。誠にありがとうございました。

今後とも社会保険制度の趣旨の普及、会員の皆様の健康増進等の事業に取り組んでまいりますので、引き続きよろしくごお願い申し上げます。

さて、令和6年度の会費納入のお願いを同封させていただきました。当協会の事業に要する費用は、事業主の皆様方にご理解をいただき、年1回納めていただきます社会保険協会費が唯一の財源でございます。

会費の納入につきまして、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。



**重複納付にご注意ください!**

**払込票**

- ①山陰合同銀行での払込票
- ②ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアでの払込票の2種類あります。ご納入いただいた際には、未使用の払込票は破棄してください。

**お知らせ** 『令和6年度版  
「社会保険の事務手続」申込書』  
(はがき)を同封しております

例年ご案内しております「社会保険の事務手続(島根版)」につきましては、令和6年度版も会員の皆様に1事業所あたり1冊を無料配付いたします。(2冊目からは有料となります。)

ご希望の事業所様は、同封の『令和6年度版「社会保険の事務手続」申込書』(ハガキ)に必要事項をご記入のうえ4月15日までにご送付願います。

発送は、社会保険しまね5月号に同封してお送りする予定です。



例年、記載漏れ(ゴム印の押印漏れ)が散見され、発送できないケースがあります。ハガキの投函前には、今一度記載内容の確認をお願いします。

**2冊以上  
ご希望の場合** 1冊目を送付する際に「購入のご案内」  
をお送りしますので、ご確認ください。

**お知らせ** 令和6年度協会事業のご案内について

年間の事業計画をお知らせする「令和6年度協会事業のご案内」を作成しました。各種事業の概要、開催時期等を掲載していますので、ぜひご覧ください。

**募集** 会員限定Webセミナー  
のご案内

今年度のWEBセミナーは、4月から講習内容を更新して新たな動画配信をいたします。

テーマは「新任事務担当者のための社会保険の加入と保険料」です。

新任(概ね1年未満)の社会保険事務担当者の方を対象として、入社時の届出や算定基礎届等の記載方法を解説します。



**内容** 健康保険・厚生年金保険制度の概要:20分  
各種届出の記載方法:30分

**募集期間** 3月13日から3月29日まで

**動画配信** 4月 1日から5月 2日まで

**募集定員** 300人

**申込方法** 申し込み方法は以下のとおりです。  
申込みいただいた方へ動画閲覧用パスワード等をメールでお送りします。

当協会ホームページ【事業案内→実務講習会・セミナー→Webセミナー】のWebセミナー受講申込フォームからご登録ください。

ぜひご参加  
ください!  
受講料は  
無料です



**お知らせ** 令和5年度プール・ジムの  
利用助成は令和6年6月30日  
までご利用いただけます

令和5年5月号に同封しました「プール・ジム施設利用割引券」は、令和6年6月30日まで有効です。まだ割引券をお持ちの事業所様は、ぜひご利用ください。

なお、令和5年度の温泉・ボウリング等の冬期助成事業は、2月29日で終了しました。また、スサノオマジック観戦チケット助成も3月7日で申込を終了しました。令和6年度も健康づくり・福利厚生の助成事業を計画しておりますので、詳細が決まりましたら「社会保険しまね」及びホームページにてお知らせいたします。

**お知らせ** 令和6年度ソフトボール大会

浜田支部主催のソフトボール大会は、次の日程で開催する予定です。

**浜田会場** 令和6年6月23日(日) 石見海浜公園グランド

**益田会場** 令和6年7月下旬から8月下旬  
久々茂コミュニティ広場(予定)

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!



日本年金機構  
<https://www.nenkin.go.jp/>



全国健康保険協会島根支部  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>



島根県社会保険協会  
<https://www.shimane-shahokyo.or.jp>